

理化学研究所における非正規雇用研究系職員の雇止めの撤回と非正規雇用労働者の無期雇用を求める声明

理化学研究所は 2023 年 3 月に非正規雇用研究系職員 600 人の雇止めに予定している。

これは、

1. 2013 年に施行された改正労働契約法に基づく「無期転換ルール」とその特例を規定する研究開発力強化法に基づき、規定の年数（10 年）を超えて繰り返し雇用され無期転換申込権が発生することが見込まれる約 300 人の非正規雇用の研究系職員を、無期転換申込権発生前に雇止めし、無期雇用への道を奪うものである。
2. 上記に該当する研究者の中には、研究室や研究チームの責任者が含まれ、責任者の雇止めに伴い研究室・研究チームが廃止されることにより、そこで働く研究系職員約 300 人を「巻き添え的に」雇止めする理不尽な対応である。

労働契約法で認められた無期転換申込権をその発生直前で雇用契約を終了し無期転換申込権の行使を阻害することは、労働契約法の趣旨に反する脱法的な行為と言わざるを得ない。それに加えて、その脱法的行為により責任者が雇止めされるのに伴い廃止される研究室・研究チームで働く研究系職員をさらに雇止めすることは、合理的な理由に基づくとは到底判断できない。このような行為は理化学研究所の研究力を大きく削減することであり、「特定国立研究開発法人理化学研究所」への国民の期待に背き、学術や科学技術の発展を損なうものである。

非正規雇用の研究系職員・教員の雇止めは理化学研究ばかりでなく、他の国立研究開発法人や大学でも起こる可能性がある。筑波研究学園都市に立地する研究機関等の労組で構成される学研労協は、「理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク」に連帯し、理化学研究所当局に対して雇止めの方針の撤回を要望する。

理化学研究所における「雇止め」の問題の根本には、非正規雇用労働者が増えた社会背景としての労働規制の緩和と「行財政改革」や「合理化」・リストラによる人件費の削減がある。この構図を改めない限り、非正規雇用労働者の身分の安定は困難である。研究機関や大学等で働く非正規雇用職員、さらには不安定な身分で働く労働者の雇用を安定させるために、労働規制の強化および制度の整備ならびに予算措置を、雇用責任を有する政府や法人・企業に要求する。

2022 年 1 月 13 日

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会常任幹事会